

デンタルインプラントを固定源とした義歯

平成24年4月から歯科インプラント治療が保険適用になりました。

施設基準

1. 歯科又は歯科口腔外科を標榜している保険医療機関であること
2. 当該診療科に係る5年以上の経験および当該療養の3年以上の経験を有する常勤の歯科医師が2名以上配置されていること
3. 病院であること
4. 当直体制が整備されていること
5. 医療機器保守管理及び医薬品に係る安全確保のための体制が整備されていること

適応症例

腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等により広範囲な顎骨欠損または歯槽骨欠損症例